

〔第1問〕(配点：50)

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

精密機械の製造等を営む取締役会設置会社であるA株式会社(以下「A社」という。)は、経営不振となり、その財産をもって債務を完済することができない状態に陥ったため、再生手続開始の原因があるとして、平成24年4月5日に再生手続開始の申立てを行ったところ、同日中に監督命令を受け、同月10日、再生手続開始の決定を受けるに至った。

〔設問〕以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成22年4月1日、B株式会社(以下「B社」という。)との間で、精密機械の製造に使用するための機械設備(以下「本件設備」という。)を目的として、契約期間を8年とし、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約(以下「本件リース契約」という。)を締結し、その後、B社から本件設備の引渡しを受けて使用するとともに、本件リース契約の約定に従い、毎月末日にリース料を支払ってきた。本件リース契約には、A社が1回でもリース料の支払を怠った場合に関し、A社は、期限の利益を喪失し、また、B社は、本件リース契約を解除し、本件設備を引き上げることができるとの約定がある。

A社は、再生手続開始の申立ての準備に伴う混乱から、再生手続開始の決定の前である平成24年3月末日を支払期日とするリース料の支払を怠ってしまったものの、再生手続開始の決定の後、B社との間で、改めて本件設備を継続して使用することができるよう、協議を行ってきた。しかし、B社からは、本件設備の使用による減価が著しいことから、同年3月末日支払分を含めたリース料の残りの全額を支払うことができないのであれば、一日も早く引き上げたいとの意向を示されており、このままでは、B社から本件リース契約を解除されるおそれがある。

本件設備は、A社の事業の継続に不可欠な設備であり(なお、本件設備には、他に何らの担保権等の設定はない。)、また、B社以外の者から新たにリース契約等を締結することによって同等の設備を調達することも困難であることから、A社としては、債務不履行を理由にB社から契約を解除され、本件設備を引き上げられてしまう前に、本件設備を継続的に使用することができるよう、B社との合意を成立させたいと考えている。

以上の場合において、A社の依頼を受けた弁護士として、当該合意を成立させるべく、B社との間の協議を行う機会を確保するため、どのような申立てをすべきであるかについて、A社が申立てをした場合の裁判所における審理の方法に関する問題点にも触れつつ、論じなさい。

また、既にB社が解除の意思表示を行い、A社に本件設備の引渡しを求めているとした場合に違いが生ずるかどうかについて、B社の権利行使の方法にも触れつつ、論じなさい。

2. C株式会社(以下「C社」という。)は、A社に精密機械の部品を供給している会社であり、A社に対して再生債権として売掛金債権を有している者であるが、かねてより、A社の技術力を高く評価していたため、A社の経営の再建に当たり、そのスポンサー候補として、名乗りを上げた。

A社の経営は、創業者の息子であり、その全ての株式を保有する代表取締役Dがその実権を把握していたが、今般のA社の経営不振は、Dが採算性を十分に考慮することなく、他の分野に業務を拡大し、多額の赤字を出したことに主たる原因があった。そこで、C社は、A社に資金を供給するに当たり、Dの取締役からの退任を求めるとの方針の下、A社との間の交渉に入った。しかし、A社は、Dの退任を拒否し、C社との間の交渉を打ち切った上で、スポンサーを得ることなく、自ら経営を合理化し、今後の経営によって得られる利益から再生債権の弁済を行うという再生計画案を作成し、裁判所に提出した。

C社は、A社の大口債権者であるE銀行などの複数の再生債権者から、Dが引き続きA社の経営に当たることは望ましくなく、C社がスポンサーとなることが再生債権者全体の利益になるとして、C社がスポンサーとなるのであれば、支援をする旨を伝えられた。そこで、C社は、A社の作成した再生計画案に対抗するため、届出再生債権者案として、A社がその事業を1億円でC社に譲渡し、A社は、当該事業譲渡の代金を弁済原資として、再生計画認可の決定の確定から3か月後に再生債権額の8%を弁済し、弁済時にその余の再生債権額については免除を受けるとの内容の再生計画案を作成し、裁判所に提出した。

その後、債権者集会において、A社が提出した再生計画案は否決され、他方、C社が提出した再生計画案が可決され、裁判所は、再生計画認可の決定をした。

しかし、A社は、当該再生計画認可の決定があった後も、当該事業譲渡の実施を拒み、株主総会を開催しようとしなない。

以上の場合において、C社は、A社の再生手続が廃止されることを避けるため、どのような申立てをすべきかについて、論じなさい。

(法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/000111060.pdf>)

【解答例】

第1 設問1について

1 A社の行うべき申立て

(1) ファイナンス・リース契約の法的性質

A社・B社間の本件リース契約は、フルペイアウトのファイナンス・リース契約である。そして、リース会社は、リース物件の所有者であると同時に、ユーザーに対してリース料債権を有し、リース物件について設定されたユーザーの利用権について担保権を有するものと解される。そして、リース料が支払われない場合には、リース会社において、担保権の実行として、リース契約を解除することでユーザーの利用権を消滅させ、リース物件の交換価値によって未払リース料等を回収することが予定されている。

一種の賃貸借とみるより、期限付与付き消費貸借とみて、リース債権は再生債権、目的物の利用権に担保権を有する性質＝双方未履行の双務契約ではないことを押さえる(山本和彦「倒産処理法入門[第3版]」82頁)。

(2) 民事再生手続上の取扱い

本件では、A社が平成24年3月末日を支払期日とするリース料の支払を怠ったことで当然に期限の利益を喪失し、B社は、残リース料全額について再生債権を取得するとともに、本件設備に対し別除権者たる地位を有する。そして、別除権の行使として、本件リース契約を解除することで本件設備に対するA社の利用権を消滅させた上で、本件設備の引渡しを請求することができることとなる。

なお、本件リース契約について賃貸借類似の構成はとらないので、A社は、双方未履行双務契約として履行の選択(法49条1項)は認められない。

問題文に「本件設備を継続的に使用することができるよう、B社との合意を成立させたい」との前提がある。そこでまずは、別除権協定(山本和彦「倒産処理法入門[第3版]」139,168頁)のための抵当権実行中止命令だ、と気づくこと。

(3) 担保権の実行手続の中止命令

他方、本件設備が事業継続に不可欠な設備であり、他で調達することも困難であることから、A社としては本件設備を継続的に使用することができるようB社と合意(別除権協定)を成立させる必要がある。

そこで、A社としては、担保権の実行手続の中止命令(法31条)を申立てることで、B社による解除権行使を一定期間阻止し、B社との協議を行う機会を確保すべきである。

非典型担保権との関係では、法31条は「類推適用」とする説が多い。

法31条は、中止命令発令の要件として、中止命令が再生債権者一般の利益に適合し、競売申立人に不当な損害を及ぼさないことを要件としているが、本件設備がA社の事業継続に不可欠な設備であり、これなしにはA社の再生が困難である以上、中止命令は再生債権者一般の利益に適合する。また、本件設備は、当初の合意に従い精密機械の製造のために使用することが予定されおり、中止命令によって特別の減価がもたらされるものではない。しかも、A社は、長期にわたりリース料を滞納しているものではなく、B社が唯一の担保権者であることを考慮すれば、一時的な担保権実行の中止により、債権回収が困難になるわけでもない。このことは、B社自身リース料の滞納にもかかわらず現在まで合意成立に向けた協議に応じてきたとの事実からも明らかである。以上よりすれば、中止命令が直ちにB社に不当

問題文からどのような事実をピックアップできるかが重要。

な損害を及ぼすものではなく、本件では中止命令発令の要件を満たす。

2 裁判所における審理の方法に関する問題点

A社が担保権の実行手続の中止命令を申し立てた場合、裁判所は担保権者の意見を聴取しなければならない(法31条2項)。

しかし、本件では既にB社から本件設備を一日も早く引き上げたい旨の意向が示されているところ、かかる状況の下、裁判所がB社の意見を聴取した場合、B社は中止命令発令に先立ち、直ちに解除の意思表示を行う可能性が高い。

そこで、裁判所としては、事前に意見聴取を実施することなく、中止命令を発令することができるかが問題となる。中止命令は、担保権者との間で別除権協定に向けた協議の時間を確保するための制度であるところ、法31条は2項で「競売申立人」としているように、不動産に対する典型担保などその実行に相当の時間を要する場合を念頭においた規定であり、意思表示等によって直ちに担保権実行が完了する場合を想定したものではない。そして、意思表示等によって直ちに担保権実行が完了する場合にまで事前の意見聴取を要するとすれば、多くの非典型担保については別除権協定に向けて中止命令を利用することが著しく困難となる。そこで、意思表示等によって直ちに担保権実行が完了する場合には、例外的に、意見聴取の実施時期を若干修正し、中止命令発令後直ちに意見聴取を実施することで足りるといふべきであろう。ただし、事前の意見聴取を省略する代償措置として、中止期間を1ヶ月程度の短期に定めるとともに、発令後速やかにB社の意見を聴取する期日を設けてその意見を聴取し、その結果、中止命令が法31条1項の要件を満たさないと判断された場合には、直ちに中止命令を取り消すべきであろう。

少なくとも条文の指摘は不可欠。

ここまでイメージできることが期待されている。問題文に「裁判所における審理の方法に関する問題点にも触れつつ」とあるので。ただ、以下の内容は注解倒産法にもない。したがって、難問。解答例は、鹿子木康編「民事再生の手引」88頁での東京地裁での運用。  
なお、利用権の移転までが担保権実行の対象と考えれば、中止命令の価値はある。その場合は、次の設問での解答が異なろう。

3 既にB社が解除の意思表示を行った場合

(1) リース契約解除の効果

リース契約が解除された場合、A社のために設定されていた利用権が消滅し、B社は完全な所有権を回復する。その結果、B社は取戻権の行使によりA社に対して本件設備の引渡しを求めることになる。

(2) 解除後の引渡請求と中止命令

問題は、解除後の引渡請求を中止命令により阻止することができるかであるが、解除によりリース会社はリース物件の完全な所有権を回復する以上、担保権の実行は完了し、その後は取戻権行使の問題が残るに過ぎないと解すべきである。そうすると、既にB社が解除の意思表示を行い、A社に本件設備の引渡しを求めている場合には、中止命令を発令できず、引渡請求を阻止できないといふべきである。

最判平20.12.16は倒産解除特約(倒産手続がとられただけで当然解除)を無効としている(平成22年第2問)。しかし本問では債務不履行解除の問題なので無関係。自分の知っている論点に無理矢理引きつり込まないこと(採点雑感でも指摘されている)。

この論理展開が重要。

第 2 設問 2 について

1 管理命令の発令

C 社は、利害関係人として管理命令の発令を申し立てるべきである。A 社が再生手続をとるに至った原因は、D の経営能力に問題があったためであり、D I P 型のまま自主再建できる可能性は低く「事業の再生に特に必要」があると考えられるからである（法 64 条 1 項）。

裁判所により管理命令が発令され、管財人が選任された場合には、再生債務者の業務遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する（法 66 条）。

2 事業譲渡の代替許可

もっとも、A 社は株式会社であり、C 社に対してその事業を譲渡するためには、株主総会の特別決議による承認が必要となる（会社法 467 条 1 項 1 号・2 号・309 条 2 項 1 1 号）。本件では代表取締役が全株式を保有している以上、株主総会の特別決議による承認が得られる見込みはない。そこで、管財人としては、事業譲渡に関する代替許可（法 43 条 1 項）を得た上で、C 社に対する事業譲渡を実施すべきである。

代替許可の要件として、会社の債務超過と、事業譲渡が事業の継続のために必要であることが求められる。このうち、A 社が債務超過であることは、再生手続開始の申立当時、A 社がすべての財産をもって債務を完済することができない状態に陥っていたことから明らかである。また、このまま C 社において事業譲渡の実施がなされない場合には、法 174 条 2 項 2 号により再生手続が廃止され、事業継続が不可能となるので、事業譲渡が必要であることも明らかである。

問題文に、代表取締役 D の経営能力に大いに問題があり、しかも全株式を持っていないながら事業譲渡に反対していることが詳しく指摘されている。ここから、D I P 型ではだめだなあ、と考えることが大事。

再生計画が認可決定後でも管理命令が発令できるかについては、条文では「開始決定後」として管理命令がいつまで発令できるかの限定はなく、認可決定があっても法 188 条 2 項でまだ廃止にならないから OK。

以上

民事再生法 43 条 1 項の許可は平成 21 年第 1 問で出題されている。